



発行 新潟県

第 52 号

令和5年7月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 803 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 804 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 805 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 806 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 807 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 808 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 809 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 810 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 811 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 812 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 813 公共測量の実施通知(監理課)
- 814 公共測量の実施通知(監理課)
- 815 公共測量の実施通知(監理課)
- 816 公共測量の実施通知(監理課)
- 817 公共測量の終了通知(監理課)
- 818 公共測量の終了通知(監理課)
- 819 公共測量の終了通知(監理課)
- 820 道路の区域変更(道路管理課)
- 821 道路の供用開始(道路管理課)
- 822 道路の区域変更(道路管理課)
- 823 道路の供用開始(道路管理課)
- 824 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)
- 825 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)
- 826 港湾施設の変更及び廃止(港湾整備課)

公 告

- 一般競争入札の実施(ICT推進課)
- 製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)

正 誤

- 令和5年3月31日付け県報第25号規則第31号中(税務課)
- 令和5年3月31日付け県報第25号規則第33号中(産業立地課)



◎新潟県告示第803号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
かりわ薬局	刈羽郡刈羽村刈羽3966番地	精神通院医療	令和5年7月1日
訪問看護ステーションラポ	胎内市野中490-3シンワヒルズA	精神通院医療	令和5年7月1日

◎新潟県告示第804号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
くすのき調剤薬局	村上市新町9番88号	精神通院医療	令和5年7月1日
昭和町調剤薬局	上越市昭和町2丁目29番32号	精神通院医療	令和5年7月1日

◎新潟県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
アイランド薬局佐和田店	佐渡市八幡町鴨摺323	精神通院医療	令和5年6月1日
みどり薬局	魚沼市四日町153-1	精神通院医療	令和5年7月1日
さくら薬局	燕市殿島2-10-14	精神通院医療	令和5年6月1日
ドラッグトップス西本成寺薬局	三条市西本成寺2-12-30	精神通院医療	令和5年7月1日

◎新潟県告示第806号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社 諸長						
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤						
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	池田 圭一郎	玄米	K1522015				
備考	略称『諸長』 令和5年7月7日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計7名。						

◎新潟県告示第807号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合 米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	大岩 達也 筈原 大輔	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 もみ、玄米	K152019011 K152023002				
備考	略称『米ネットワーク新潟』 令和5年7月7日 農産物検査員2名の新規登録。検査員合計118名。						

◎新潟県告示第808号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
北信漁業協同組合（長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2）
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前
(目的) 第1条 この規則は、 <u>北信漁業協同組合（以下「組合」という。）</u> の有する内共第18号第五種共同漁業権に	(目的) 第1条 この規則は、 <u>この組合</u> の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」とい

係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域（内共第18号第五種共同漁業権の漁場区域とは・妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流水沢川との合流点までの関川本流並びに水沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあっては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の水沢川との合流点までの関川本流並びに水沢川及びその支川の区域に限る。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 (略)

2 前項の規定による遊漁の申請には、当該組合の発行する遊漁承認証又はオンラインシステムにより住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第6条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。

第3条～第4条 (略)

(全長制限)

第5条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチメートル以下、うぐいは全長10センチメートル以下のものを採捕してはならない。

(削除)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第五種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下のときは無料、身体障害者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣	日券 1,200円 年券 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日

う。）の区域（内共18号第五種共同漁業権の漁場区域とは・妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流の水沢川との合流点までの関川本流並びに水沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあっては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の水沢川との合流点までの関川本流並びに水沢川及びその支川の区域に限る。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 (略)

2 前項の規定による遊漁の申請には、当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第6条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。

第3条～第4条 (略)

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

魚種	全長
にじます、いわな、やまめ	15センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第五種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が中学生以下のときは無料、身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣	1日券 1,200円 年券 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所に

の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

①総括販売 関川水系漁業協同組合事務所

(新潟県妙高市美守2丁目1-38)

②その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

① 総括販売 北信漁業協同組合事務所

(長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2

② (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認期間が1年間の遊漁承認証にあつては、承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共第2号及び内共第18号(池尻川)の漁場区域と関川水系漁業協同組合と共同で新潟県知事より免許を受けた内共第18号(関川)の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条第1項～第3項 (略)

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条第1項 (略)

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

において漁場監視員に納付することができる。

(追加)

(追加)

① 上水内郡飯綱町大字牟礼936-2 北信漁業協同組合事務所

② (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(追加)

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共第2号及び18号の漁場区域と関川水系漁業協同組合と共同で新潟県知事より免許を受けた内共第18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

(追加)

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条第1項～第3項 (略)

(追加)

(漁場監視員)

第9条第1項 (略)

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(追加)

(3) 注意事項

(4) 発行者名

第10条 (略)

附 則 4

この規則の変更は、令和5年9月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年6月30日)

(削除)

第10条 (略)

(追加)

別記 様式第1号 遊漁承認証
表

遊漁承認証 No.

下記のとおり遊漁を承認します

遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)

承認期間 令和 年 月 日迄

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域 北信漁業協同組合の管理区域内

遊 漁 料 _____ 円

発行年月日 令和 年 月 日

発 行 者 北信漁業協同組合 ㊤

裏

○注意事項

- 1.遊漁するときは、この承認証を携帯してください。
- 2.この承認証は、他人に貸してはいけません。
- 3.監視員が求めたときは、この証を見せてください。
- 4.遊漁者がこの規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ後の遊漁を拒否することがあります。又、納付した遊漁料は払戻しません。
- 5.次の魚種は表示の大きさ以下のものは採取できません。

にじます やまめ いwana 全長15cm

うぐい ふな 全長10cm

おいかわ 全長 8cm

こい 全長18cm

うなぎ 全長30cm

- 6.禁止区域・禁漁期間等は組合の指示に従ってください。

○当組合が行っている増殖事業

- 1.この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、長野県又は新潟県内水面漁場管理委員会より示さ

(削除)

れた増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

1.この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。御意見等がありましたら、北信漁協事務所(Tel. 026-253-6696)まで御連絡ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証
表

漁場監視員証 No.

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名 (年齢)

有効期間

令和 年 月 日から

年 月 日まで

発行者

北信漁業協同組合 ㊞

裏

注意事項

- 1.漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ腕章をつけること。
- 2.漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。また、漁具等没収してはならない。
- 3.遊漁者の違反行為を発見したときは、適正な処置をとり、事務所にその日時、場所、違反者の住所氏名並びにその処置を報告すること。

4 変更後の遊漁規則の施行日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

1 漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合（新潟市北区松浜7丁目3641番地）
 新潟市大形地区漁業協同組合（新潟市中央区西堀通4番町259-58）
 阿賀野川漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町石間3881-4）
 東蒲原郡漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内）

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前								
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u></p> <p>表ア（略） 表イ（略）</p> <p><u>3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。</u></p> <p>表ウ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">組合名</th> <th style="width: 50%;">住所</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等</p> <p>4（略）</p> <p>別記様式第1号 【年券】（略） 【日釣券】（略） 【もくずがに券】（略）</p> <p>別記様式第2号 【漁場監視員証】（略）</p> <p>別記様式第3号 【県内共通遊漁承認証】</p> <p style="text-align: right;">表</p>	組合名	住所	（略）	（略）	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p>（追加）</p> <p>表ア（略） 表イ（略）</p> <p><u>2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。</u></p> <p>表ウ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">組合名</th> <th style="width: 50%;">住所</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等</p> <p>3（略）</p> <p>別記様式第1号 【年券】（略） 【日釣券】（略） 【もくずがに券】（略）</p> <p>別記様式第2号 【漁場監視員証】（略）</p> <p>別記様式第3号 【県内共通遊漁承認証】</p> <p style="text-align: right;">表</p>	組合名	住所	（略）	（略）
組合名	住所								
（略）	（略）								
組合名	住所								
（略）	（略）								

年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

裏

注 意 事 項	
1	遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4	除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5	遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6	本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐ 12,000円 (税抜) い・にじます・かじか ・うなぎ・こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

裏

注 意 事 項	
1	遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4	除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5	遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
(追加)	

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・ 平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな			
漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円			
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞			
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

裏

注 意 事 項	
1	遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4	除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
5	遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6	本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

施行日

行政庁の認可日 令和5年6月30日

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・ 平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐ <u>5,500円</u> い・にじます・かじか <u>(税抜)</u> ・うなぎ・こい・ふな			
漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円			
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞			
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

裏

注 意 事 項	
1	遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4	除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
5	遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
	<u>(追加)</u>

(用紙：黄色)

施行日

この規則、令和5年1月1日から施行する（行政庁の認可日 令和4年11月18日）

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第810号

平成27年7月14日新潟県告示第988号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。
なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和5年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和5年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
内佐渡	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合	<p><u>1 大型定置漁業、にかご漁業及びえびかご漁業</u></p> <p>2 1に掲げる漁業以外の漁業であって旧赤泊漁業協同組合及び旧松ヶ崎漁業協同組合の地区の者が行う漁業</p> <p>3 1に掲げる漁業以外の漁業であって旧羽茂漁業協同組合の地区の者が行う漁業</p> <p>4 1に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区の者が行う漁業</p>	内佐渡	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合	<p>1 大型定置漁業</p> <p><u>2 にかご漁業及びえびかご漁業</u></p> <p>3 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧赤泊漁業協同組合及び旧松ヶ崎漁業協同組合の地区の者が行う漁業</p> <p>4 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧羽茂漁業協同組合の地区の者が行う漁業</p> <p>5 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区の者が行う漁業</p>

◎新潟県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、十日町市の十日町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年7月7日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	十日町市中条乙893番地 1	金澤 茂 (理事長)
"	" 伊達甲1444番地	宮嶋 正平
"	" 北鑑坂1367番地 3	齋木 篤
"	" 城之古805番地	高橋 謙一
"	" 下組572番地 2	藤田 隆夫
"	" 小泉957番地 1	長野 賢彦
"	" 山谷609番地	柳 敦志

〃 〃 下条1丁目566番地 綱 大介
 〃 〃 稻荷町3丁目南5番地9 村山 佳宏
 監事 〃 中条戊947番地 橋本 隆
 〃 〃 新宮甲1414番地 村山 芳春
 〃 〃 南新田町2丁目3番地20 阿部 孝一
 就任年月日 令和5年6月28日

2 退任

理事 十日町市中条乙893番地1 金澤 茂 (理事長)
 〃 〃 伊達甲1444番地 宮嶋 正平
 〃 〃 北鏡坂1367番地3 齋木 篤
 〃 〃 城之古805番地 高橋 謙一
 〃 〃 山谷661番地丑 丸山 政弘
 〃 〃 下条2丁目431番地 近藤 正男
 〃 〃 小泉940番地1 酒井 信秀
 〃 〃 新宮甲1414番地 村山 芳春
 〃 〃 下組572番地2 藤田 隆夫
 監事 〃 中条戊947番地 橋本 隆
 〃 〃 稻荷町3丁目南5番地9 村山 隆義
 退任年月日 令和5年6月27日

◎新潟県告示第812号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県管区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和5年7月10日から同年8月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	大和川	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第813号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 作業種類 地盤変動調査 精密水準測量

- 2 作業期間 令和5年6月26日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第814号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年6月26日から令和6年1月24日まで
- 3 作業地域 佐渡市 上横山 地内

◎新潟県告示第815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ため池等整備事業十日町市中条下条地区第2工区用地測量）
- 2 作業期間 令和5年5月30日から令和5年7月28日まで
- 3 作業地域 十日町市中条地内

◎新潟県告示第816号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越森林管理署長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和5年5月24日から令和5年12月11日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字小滝字長トガ国有林107林班外

◎新潟県告示第817号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測・修正数値図化（500・1000レベル））
- 2 作業期間 令和4年10月15日から令和4年12月28日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市川口地区

◎新潟県告示第818号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測・修正数値図化（500・1000レベル））
- 2 作業期間 令和4年10月15日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市栃尾地区

◎新潟県告示第819号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年10月19日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県燕市吉田法花堂から吉田吉栄地先

◎新潟県告示第820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親柄大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市東野名字稲場845番地1から	新	8.0～34.5メートル	252.5メートル
同市東野名字白野949番1まで	旧	8.0～34.5メートル	252.5メートル

◎新潟県告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 親柄大白川停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市東野名字稲場845番1から同市東野名字白野949番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月7日

◎新潟県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川下条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市東下組字原542番1から	新	11.0～71.8メートル	520.5メートル

同市東下組字南沢92番5まで	旧	4.9～50.0メートル	527.0メートル
----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 山ノ相川下条停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市東下組字原542番1から同市東下組字南沢92番5まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月7日

◎新潟県告示第824号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画下水道
名称 長岡市第2号公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画下水道
名称 長岡市第4号公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第826号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更及び廃止する。

令和5年7月7日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 変更指定
令和3年5月7日新潟県告示第614号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
係留施設	東埠頭4号物揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長	30.0m
			エプロン幅	18.0m
			水深	2.5m

」

を
「

種類	名称	位置	数量及び能力	
係留施設	東埠頭4号物揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長	80.0m
			エプロン幅	10.0m
			水深	2.5m

」

に変更する。

2 廃止

令和3年5月7日新潟県告示第614号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力	
係留施設	東埠頭2号船揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長	50.0m
			斜路幅員	18.0m
			水深	2.5m

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ（その3）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ（その3）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年12月28日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月26日（水）まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年8月23日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有するこ

とについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和5年7月7日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年8月8日（火） 午後5時まで

イ 提出方法

本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年8月21日（月）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Mobile Computers

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. August 23, 2023

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division
Governor's Policy Bureau
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
〒950-8570

製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、令和5年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和5年7月7日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年9月12日（火）

午後2時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1ほか

新潟県庁西回廊大会議室、自治会館本館講堂及び別館ゆきつばき（901、902会議室）

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論

(7) 製菓実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の3分野から1分野を選択して解答する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

4 受験申込に必要な書類

(1) 受験願書

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 上記3(1)に該当する者（製菓衛生師法第5条第1号に該当する者）

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

イ 上記3(2)に該当する者（製菓衛生師法第5条第2号に該当する者）

学校教育法第57条に規定する者であることを証明する書類及び菓子製造業従事証明書

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。（本証は確認後、返却する。）

(3) 受験票

(4) 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）。

裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(5) 試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づく菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し（本証を持参のこと。確認後、返却する。）

5 受験手数料 9,400円

6 受験願書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和5年7月21日(金)から8月4日(金)まで(土、日曜日、祝日を除く)

(2) 提出場所

住所地を所管する保健所(県外に在住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課)

7 合格発表

令和5年10月24日(火) 午前9時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎1階(広報展示室前掲示板)において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月22日(水)の間(土、日曜日、祝日を除く)は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課及び受験者の住所地を所管する保健所(ただし、新潟市保健所は除く)において、各人の得点を知ることができる。

8 その他

(1) 受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。

(2) この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

正 誤

令和5年3月31日付け新潟県規則第31号(新潟県県税規則の一部を改正する規則)

15ページの

「	<p>第64号様式(第117条関係) 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (指定都市用) (略)</p>	」	
は、	<p>第64号様式(第117条関係) 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (指定都市用) (略)</p>	」	
「	<p>第64号様式から第67号様式まで 削除</p>	<p>第65号様式から第67号様式まで 削除</p>	」
の誤り。			

令和5年3月31日付け新潟県規則第33号(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則)

20ページから21ページまでの

「	<p>ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円(製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。)以上であることを証する書類</p>	<p>ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円(製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。)以上であることを証する書類</p>	」
は、			

ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超えている法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超えている法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

の誤り。

22ページから23ページまでの

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

は、

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

の誤り。

40ページの

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

は、

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、そ

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の

それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

の誤り。